

手続案内 詳細説明

◆手続名称

不動産鑑定業者の変更の登録

◆手続の概要

国土交通大臣登録又は都道府県知事登録を行っている不動産鑑定業者が、不動産の鑑定評価に関する法律第23条第1項の各号に掲げる事項に変更があった場合は、変更登録の手続きが必要です。

◆手続き対象者

福岡県知事登録の不動産鑑定業者で登録事項（名称又は商号、役員、事務所所在地・名称、専任の不動産鑑定士など）に変更があった者

※大臣登録の場合は国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/appli/kanbo01_hy_000068.html)をご確認ください。

◆提出時期

変更があったとき遅滞なく

◆提出先

福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課 土地対策班
 (〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 県庁南棟9階 TEL092-643-3213)

◆手数料

なし

◆提出書類

1部

変更内容	提出書類	備考
事務所の新設	・様式第九 不動産鑑定業変更登録申請書	
	・添付書類(ロ) 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名	
	・専任不動産鑑定士の略歴	
	・登録申請者でない専任不動産鑑定士については、辞令・任命書等の写し	事務所ごとに専任不動産鑑定士を備えていることを証する書面
役員の交代・増員	・様式第九 不動産鑑定業変更登録申請書	
	・役員の略歴	
	・誓約書	法第25条第1号～5号関係 法第25条第1号・2号・4号・5号関係
専任不動産鑑定士の 就任	・様式第九 不動産鑑定業変更登録申請書	
	・添付書類(ロ) 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名	
	・専任不動産鑑定士の略歴	
	・専任不動産鑑定士の不動産鑑定士登録通知書の写し	
	・登録申請者でない専任不動産鑑定士については、辞令・任命書等の写し	事務所ごとに専任不動産鑑定士を備えていることを証する書面
その他の変更 <small>(事務所の廃止・役員の退任・専任不動産鑑定士の退任を含む)</small>	・様式第九 不動産鑑定業変更登録申請書	変更内容を証明する書類の提出が必要な場合があります。

※ 業の変更登録に伴い、所属の専任不動産鑑定士の登録内容に変更（事務所名や所在地等）が生じる場合は、別途「[不動産鑑定士変更登録申請](#)」が必要です。詳細等については、上記の国土交通省ホームページをご参照ください。